

令和8年6月30日

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会(意見)

日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授 曾根直樹

1. 施設の個室ユニット化を進めるべきである

障害者総合支援法の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準では、「施設入所支援」の定員を30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する場合は10人以上)としている。

一方、グループホームの日中活動支援型の場合、同法指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、入居定員を2人以上10人以下とした上で、1つの建物に複数の共同生活住居を設ける場合の入居定員の合計を20人以下とし、これに加えて5人分の短期入所の併設を認めている。さらに、既存の建物をグループホームとする等の場合で、都道府県知事が特に必要があると認めるときは入居定員を30人以下とすることができるとしており、施設とグループホームは、定員30人を境に接続した状態になっている。施設においては、定員規模の縮小と個室化が進んでいる(図1・2)。

令和7年の本検討会で当事者委員から強く希望があった施設の個室、ユニット化をさらに進め、住環境をグループホームと同等に近づけるべきである。

2. 施設とグループホームの制度的な違いを解消するべきである

(1) 補足給付を同等に改めるべき

施設には、居住費(部屋代)、食費、水道光熱費など所得に応じた負担限度額を控除した額を特定障害者特別給付費(補足給付)として支給することにより、少なくとも利用者の手元に2万5千円が残るよう補填している。

一方、グループホームは、家賃に対する補足給付が上限1万円まで支給されるものの、家賃実費との差額や水道光熱費、食費は自己負担である。ただし、グループホームを含む在宅で暮らす重度の障害者には、施設利用者と比較して生じる特別の費用をカバーするため、特別障害者手当が給付される。

施設とグループホームで経済的負担が大きく違うため、その差が「どこで暮らすか」という選択に影響し、施設から地域へ移ることをためらう理由になり得る。施設の補足給付をグループホームと同等に見直すとともに特別障害者手当を支給し、経済的援護をグループホームと同等になるよう改めるべきである。

(2) 介護保険適用除外を見直すべきである

介護保険法施行法第11条(適用除外に関する経過措置)により、障害者支援施設(生活介護を行うものに限る)に入所している者は、介護保険の被保険者としなことが定められている。施設利用者は、介護保険料を負担しない代わりに、介護保険サービスが利用できない。2024年の国保連データによれば、施設利用者12万2,026人のうち、介護保険の第1号被保険者である65歳以上は26.2%、40歳以上の第2号被保険者は84.2%を占めている。高齢で介護が必要になった障害者が介護保険施設に移ろうとする場合、障害者支援施設を退所した瞬間に介護保険の被保険者となり、介護保険施設を利用するという手続きをしなければならない。

施設利用者の日中支援である生活介護は介護保険の通所介護と相当するサービスになることから、65

歳以上の施設利用者は介護保険の通所介護として利用するところ、障害者総合支援法の生活介護として利用を続けている。

また、施設利用者は、たとえ加齢に伴う介護が必要になっても、日中活動として介護保険の通所介護、通所リハビリなどを利用できず、心身の状態に応じたサービスを利用できない状況に置かれている。

一方、グループホームの利用者は、介護保険の被保険者であるため介護保険料を支払い、要介護の状態に応じて介護保険サービスを受けることになる。

40歳以上のすべての国民が被保険者となる介護保険制度から、施設利用者が適用除外されている現状を改め、施設入所の有無に関わらず介護保険の被保険者とするべきである。

(3)施設利用者も移動支援を利用できるようにするべきである

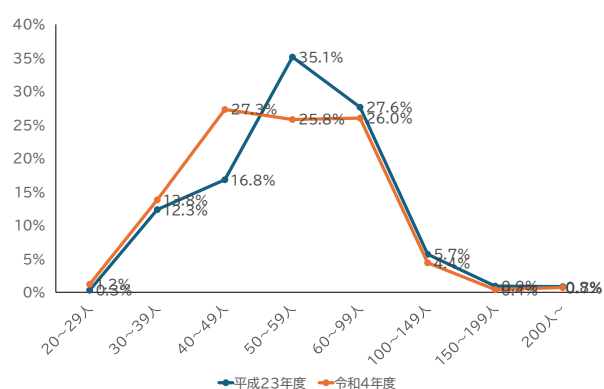
自治体が運用する移動支援は、グループホームでは利用できるが、施設利用者は自宅に帰省している期間以外は利用できない。利用者の自由な外出を実現するために重要なサービスであるため、施設においても利用できるようにするべきである。

3. これらの見直しに係る財源について

施設とグループホームの補足給付と特別障害者手当支給の差違を見直すこと、介護保険の適用除外を見直し、施設利用者が被保険者として保険料を負担し、65歳以上の施設利用者が生活介護を介護保険サービスの通所介護として利用することなど、利用者負担等の見直しにより、施設利用者に対する特別障害者手当の支給、移動支援の利用を可能とすること、施設の住環境をグループホームと同等に個室・ユニット化し、昼夜の生活の場を分けることなど、施設とグループホームの制度的な差異を解消する財源として活用することが必要である。

これらにより、利用者負担や制度的な条件の違いに左右されない生活の場の選択が可能となり、利用者の意思を尊重することにつながると思う。

(図1)施設の定員規模の状況



(図2)施設の個室化の状況

